

令和6年度島しょ地域における MICE 誘致資金助成事業募集要項

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、東京の島しょ地域における MICE の誘致を促進し、産業の活性化に寄与することを目的として、東京の島しょ地域で MICE の開催を計画している主催者に対し、誘致活動経費の一部を助成しております。

記

1. 助成金額

助成金額は、上限額 500 万円又は助成対象経費合計額の 10 分の 10 のいずれか低い金額となります。

2. 助成事業

(1) 対象者

助成対象 MICE を誘致し、東京の島しょ地域開催が決定した場合も引き続き当該 MICE を主催する日本国内の団体であり、かつ次の各条件を満たすものに限り、かつ

- ① 誘致・開催に必要な組織体制が整備されていること。
- ② 適法かつ有効な運営規約を有し、資金管理及び会計処理を適正に行うことができること。
- ③ MICE の誘致計画を有していること。
- ④ 主催する団体が、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- ⑤ 主催する団体が、同一年度で本助成事業の交付が既に決定されていない、又は、その予定がないこと。

(2) 対象 MICE

原則として、令和7年3月31日までに誘致を開始し、令和8年3月31日までに誘致完了を予定しているもので、かつ次の要件すべてを満たすものに限り、かつ

- ① 開催地が未決定であり、かつ東京の島しょ地域の各島が開催候補地となっていること。
- ② MICE の規模が、参加者 50 名以上、1 泊以上、1 日あたり 4 時間以上のプログラムであること。
- ③ MICE の内容は次の一つ以上に該当するものであること。
 - ア 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
 - イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
 - ウ 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。
 - エ その他、特に必要と認められるもの。
- ④ 国又は地方自治体が主催するものでないこと。

- ⑤政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- ⑥公序良俗に反するものでないこと。
- ⑦島しょ地域の各島で初開催のものであること。ただし、MICE の国際化など拡充要素があると認められる場合は、その限りではない。
- ⑧同一の内容で、国・都道府県・区市町村・東京都の政策連携団体・事業協力団体等から支援を受けた実績又は受ける予定がないこと。
- ⑨MICE の主な目的が営利目的（販売活動の実施等）でないこと。
- ⑩MICE の成果の還元先が特定の個人・団体に限られないこと。

(3) 対象経費

助成対象経費は、当該 MICE 誘致に係る下記対象経費に限ります。

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国内の MICE 主催者による島しょ地域視察に伴う渡航費、島内の滞在費及び島内の輸送費 等 (2) 国際団体等の島しょ地域視察に伴う渡航費、島内の滞在費及び島内の輸送費 等 ※(1)及び(2)はそれぞれ3名までを原則とする。 (3) 国際本部との折衝、事前調整に伴う広報宣伝費、印刷製本費、会場借上費、渡航費、滞在費 等 (4) 悪天候などによる欠航に伴う延泊料（原則、最大1泊分まで）及び代替手段としての交通費 ※(4)費用が追加で発生する場合、要綱第8条で決定した誘致助成金の交付上限額を超えて助成対象とする。ただし、その場合も500万円を上限とする。 (5) その他、理事長が必要と認める経費
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 間接経費（補助金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、各種証明書取得経費、消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） (2) 前述対象経費の内、事業の実施規模に比べ過度な経費 (3) 主催者の責により不成立となった場合の経費 (4) 事業目的に照らして直接関係しない経費 (5) 補助金の交付対象として不相当と認められる経費 (6) 子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費 (7) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費（宗教活動を目的とした経費、政治活動を目的とした経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費等） (8) 見積書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費

3. 申請方法

(1) 提出書類

※申請をご検討の際は、はじめに、コンベンション事業部にご相談ください。

1	島しょ地域における MICE 誘致助成金交付申請書（第 1 号様式の 1～3）
2	誘致事業計画書
3	開催計画書
4	申請団体定款、運営規約又は類似書類
5	申請団体役員名簿
6	その他理事長が必要と認める書類

(2) 提出先等

①郵送による申請

上記書類各 1 部を下記まで郵送（簡易書留）にて、提出してください。

郵送と併せて、電子データも財団が別途指定するメールアドレスにご提出ください。

【郵送先】

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 島しょ地域における MICE 誘致資金助成事業担当

電話 03-5579-2684

※受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時 45 分までです。

②電子申請システム（J Grants）による申請（法人格を有している場合に限る）

・デジタル庁が提供する電子申請システム※1（以下「J Grants」という。）を活用したインターネットによる申請も可能です。利用するには、法人共通認証基盤※2（以下「G ビズ ID」という。）におけるアカウント（gBizID プライム）の取得が必要です。

※アカウント（gBizID プライム）の発行には、G ビズ ID 運用センターの審査があるため日数を要します。

※1 「J Grants」 <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

申請マニュアルを参照して申請してください。

※2 「G ビズ ID」 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

・J Grants 上の申請 URL（必ずこちらからアクセスしてください）：

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h00000Ud5PFEAZ>

(3) 受付期間

令和 6 年 4 月 5 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

※受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時 45 分までです。

※当該年度の交付申請可能枠がなくなった場合には、募集及び審査会の実施を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

4. 審査・選考

(1) 審査

審査会を開催し、助成対象としての適格性や事業内容、金額等を審査します。なお、審査会は非公開で行います。

(2) 選考結果の通知

審査会による審査結果を踏まえ、財団が助成金額等を決定します。選考結果は、申請書受領から2ヶ月を目途に、交付の可否にかかわらず文書で通知いたします。